



平成 30 年 4 月 25 日

各 位

会 社 名	株式会社ファステップス
代表者名	代表取締役社長 高橋 秀行 (コード番号 2338 東証第二部)
問合せ先	取締役管理部長 村山 雅経
T E L	03-5360-8998 (代表)

商号変更及び定款の一部変更 並びにグループ組織再編に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、商号変更及び定款の一部変更について、下記の通り平成 30 年 5 月 30 日に開催予定の第 19 回定時株主総会に付議することを決議しました。当該決議に伴い、当社は、当社グループの事業ポートフォリオの再構築の一環として、当社の孫会社である BIT ONE HONG KONG LIMITED (以下「Bit One 香港」という。)の持分と株式会社マイニングワン (以下「マイニングワン」という。)の株式を保有する株式会社ビットワン (以下「ビットワン」という。)からビットワンが保有する持分及び株式の全部を譲受け、Bit One 香港とマイニングワンを当社の直接の子会社とすることによる当社グループ再編につきましても併せて決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 商号変更について

(1) 商号変更の理由

当社グループは、企業価値向上の手段として、成長が期待できる事業を見極め「選択と集中」による資源投下を実施すべく事業ポートフォリオの再構築に取り組んで参りました。平成 30 年 3 月 6 日付「第三者割当による第 7 回新株予約権の募集並びに第 6 回新株予約権の資金使途の変更並びに第 5 回新株予約権及び第 6 回新株予約権の一部譲渡に関するお知らせ」及び平成 30 年 3 月 23 日付「子会社の異動(出資持分の譲渡)及び特別利益の発生に関するお知らせ」にてお知らせした通り、子会社であるビットワン、孫会社である Bit One 香港及びマイニングワンにおいて、日本国内¹及び香港²における仮想通貨取引所の運営事業並びに仮想通貨のマイニング事業等を内容としたフィンテック事業に注力していくことを決定いたしました。尚、具体的な内容の詳細については未定であり、今後検討予定です。そのため、当社が海外を含む仮想通貨取引所の運営事業及びフィンテック事業に事業領域の軸足を移したことを明確にし、広く利害関係者に認知してもらうため、平成 30 年 9 月 1 日をもって「株式会社ファステップス」から「株式会社ビットワングループ」に商号の変更を実施すべく、現行定款第 1 条(商号)の変更を行い、附則をもって効力発生時期を明確にするものです。

(2) 新商号(英文表記)

株式会社ビットワングループ (Bit One Group Co., Ltd.)

¹ 日本国内において仮想通貨取引所の運営事業を行うためには、資金決済法に基づき、今後、ビットワンが仮想通貨交換業者の登録を受けることが前提となります。

² 香港における仮想通貨取引所の運営事業は、4 月 16 日付「香港における仮想通貨取引所開設に係る進捗状況(一部再々変更含む)のお知らせ」にてお知らせの通り、平成 30 年 5 月下旬にトレード開始となる予定です。

(3) 既存事業の今後の方針

① システムソリューション事業

システムソリューション事業においては、既存のシステム開発は、受注減少傾向にあるため、今後、同事業の人員の一部は、仮想通貨取引に関連するアプリの開発やブロックチェーンのシステム開発を行う予定です。

② アイラッシュケア事業

売上が減少傾向にありますが、人員の補強、待遇改善、環境整備、商品群の見直し、新サービスの開発等、再構築を進めてまいります。

これらを実行することにより、売上減少に歯止めがかかるものと考えております。

2. 定款の一部変更について

(1) 定款変更の理由

「1. 商号変更について」に記載の通り、商号の変更を行うこと及び商号変更に伴い、当社グループの事業目的の明確化を図るため、現行定款第2条（目的）第15項を変更し、第16項から第18項を追加するものです。なお、当社は、フィンテック関連業務を行う予定ですが、日本における仮想通貨交換業の登録が必要となる業務はビットワンが行い、当社自身が行う予定はございません。

(2) 定款変更の内容

(下線部は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号) 第1条 当社は株式会社ファステップスと称し、英文では <u>Fasteps Co., Ltd.</u> と表示する。	(商号) 第1条 当社は株式会社ビットワングループと称し、英文では <u>Bit One Group Co., Ltd.</u> と表示する。
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
1.～14. (条文省略)	1.～14. (現行通り)
15. <u>前各号に附帯する一切の業務</u>	15. <u>仮想通貨取引所に関するシステムの開発、研究、販売、保守及びコンサルティング</u>
16. (新 設)	16. <u>ブロックチェーンに関するシステムの研究、開発、販売、保守及びコンサルティング</u>
17. (新 設)	17. <u>傘下子会社およびグループの経営管理及びこれに附帯する業務</u>
18. (新 設)	18. <u>前各号に附帯する一切の業務</u>
(新 設)	<u>附則</u> <u>本定款第1条(商号)の変更は、平成30年9月1日をもって効力が生じるものとする。本附則は効力発生日をもってこれを削除する。</u>

3. グループ組織再編について

(1) グループ組織再編の概要・目的

当社の孫会社である Bit One 香港とマイニングワンは、現在、当社の 100%子会社であるビットワンがその持分又は株式を保有しております。このような組織編成にしたのは、当初は、当社グループが、フィンテック事業に新規参入したため、子会社であるビットワンを中心としてフィンテック事業を行っていくという構想であったためです。しかしながら、この度「1. 商号変更について」でも記載したように、当社がフィンテック事業に事業領域の軸足を移したことを明確にしたことから、子会社であるビットワンを中心に事業展開するのではなく、当社を中心に日本国内だけではなく、グローバルに海外拠点においても日本国内と同様の重要性を持ってフィンテック事業を展開していくことを対外的にも組織的にも明確に打ち出すことといたしました。尚、具体的な内容の詳細については、未定であり、今後検討予定です。

そのため、ビットワンが保有する Bit One 香港の持分とマイニングワンの株式の全部をビットワンから当社が譲受けることにより、当社が直接持分及び株式を保有することとし、当社の直接の子会社といたします。

(2) 当社が譲り受け、子会社とする孫会社の概要

①BIT ONE HONG KONG LIMITED

(1) 名 称	BIT ONE HONG KONG LIMITED	
(2) 所在地	FLAT A 25/F BLK 3 GOLDEN DRAGON IND CTR 182-190 TAI LIN PAI RD KWAI FONG KLN HONG KONG	
(3) 代表者の役職・氏名	Director 木村 淳一	
(4) 事業内容	仮想通貨取引所の運営	
(5) 資本金	4,000,000HK\$	
(6) 設立年月日	2018年1月22日	
(7) 異動前の大株主及び持株比率	株式会社ビットワン 75%	
(8) 異動後の大株主及び持株比率	株式会社ファステップス 75%	
(9) 上場会社と当該会社との間の関係	資本関係	株式会社ビットワン（当社 100%子会社） 75%
	人的関係	当社従業員 3 名が取締役を兼務しております。
	取引関係	仮想通貨取引所システムの開発契約及び運営契約を締結しております。
	関連当事者への該当状況	当社の孫会社（株式会社ビットワン（当社 100%子会社）の子会社）です。

②株式会社マイニングワン

(1) 名 称	株式会社マイニングワン
(2) 所在地	沖縄県那覇市壺川二丁目 11 番地 11
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役 木村 淳一
(4) 事業内容	仮想通貨のマイニング事業
(5) 資本金	10,000 千円
(6) 設立年月日	2018年1月16日
(7) 異動前の大株主及び持株比率	株式会社ビットワン 100%

(8)	異動後の大株主及び 持 株 比 率	株式会社ファステップス 100%	
(9)	上場会社と当該会社 との間の関係	資 本 関 係	株式会社ビットワン (当社 100%子会社) 100%
		人 的 関 係	当社取締役1名及び従業員3名が取締役及び監査役を兼務しております。
		取 引 関 係	業務委託契約等を締結しております。
		関連当事者への 該当状況	当社の孫会社 (株式会社ビットワン (当社 100%子会社) の子会社) です。

(3)当社が孫会社を譲り受ける子会社の概要

(1)	名 称	株式会社ビットワン	
(2)	所 在 地	東京都新宿区四谷四丁目 32 番 4 号	
(3)	代表者の役職・氏名	代表取締役 高橋 秀行	
(4)	事 業 内 容	仮想通貨交換業、投資事業、コールセンター事業	
(5)	資 本 金	135,000 千円	
(6)	設 立 年 月 日	2015 年 1 月 15 日	
(7)	純 資 産	10,369 千円	
(8)	総 資 産	119,895 千円	
(9)	大株主及び持株比率	株式会社ファステップス 100%	
(10)	上場会社と当該会社 との間の関係	資 本 関 係	当社 100%子会社です。
		人 的 関 係	当社取締役3名及び従業員1名が取締役及び監査役を兼務しております。
		取 引 関 係	業務委託契約等を締結しております。
		関連当事者への 該当状況	当社 100%子会社です。

4. 日程

(1)	取締役会決議日	平成 30 年 4 月 25 日
(2)	孫会社の異動日	平成 30 年 5 月中 (予定)
(3)	株主総会決議日	平成 30 年 5 月 30 日 (予定)
(4)	定款変更日	平成 30 年 5 月 30 日 (予定)
(5)	商号変更日	平成 30 年 9 月 1 日 (予定)

5. 今後の見通し

本件は、当社グループ間における株式及び持分の異動であるため当社連結業績への影響はございません。

以 上